

平成26年双葉町議会第3回定例会行政報告

平成26年第3回双葉町議会定例会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、本日で3年6ヵ月が経過いたします。町民の皆さまには、先が見えない現状に大きな不安とご苦労があるものと推察しております。町といたしましても、町民の皆さまの不自由な生活を少しでも改善できるよう、職員一丸となって取り組んでいるところであります。

6月定例会以降の行政経過についてご報告致します。

6月30日、相馬市、南相馬市等に避難されている町民の方々への行政サービスの提供、取次を行うために、浪江町役場南相馬出張所内に双葉町役場南相馬連絡所を開所いたしました。

7月22日には、双葉町観光協会設立総会が開催されました。双葉町観光協会は震災後の原発事故による全町避難により、これまで休止状態を続けておりましたが、今後は新たな観光協会による事業展開により、双葉町のイメージアップに寄与していくものと期待しております。

7月26日から28日は、国指定重要無形文化財「相馬野馬追」が南相馬市の雲雀が原祭場地において盛大に開催されました。本町からも総勢3騎の騎馬武者が各避難先から標葉郷に集結し、故郷の誇りを胸にかくかくたる武勲を挙げられました。

7月27日には、檜葉町で双葉郡町村対抗交流野球大会が開催されました。双葉町チームも県内外の避難先から選手が集まり、元気なプレーを見せていただきました。

8月2日には、スパリゾートハワイアンズで、将来の双葉町を担う小・中・高校生の再会の機会と、児童生徒同士のつながりと心の交流、絆の維持発展を目的に「集まれ！ふたばっ子2014」を開催いたしました。児童生徒の作文

発表や双葉町出身のシンガー・ソングライターのミニコンサート、フラガールとのふれあいなどが行われ、参加された方々は楽しい交流の時間を過ごされておりました。

8月3日には、県民スポーツ相双地域大会が相馬市で開催され、双葉町からは3年ぶりにソフトボールチームが参加いたしました。県内外での避難生活が続き練習不足の中、第3位となる優秀な成績を残されました。

8月12日には、京都府京丹波町と双葉町の子どもたちのスポーツ交流を行いました。京丹波町の皆さまには、東日本大震災及び原子力発電所事故以来、多方面でご支援をいただいております。感謝申し上げます。

8月18日には、町民同志のコミュニティの維持・確保を図ることを目的として、町民等しく利用いただくための町民交流施設「ふたば交流広場」を埼玉県加須市に開所いたしました。

8月24日には、町立幼稚園・小学校・中学校仮設校舎の落成式を挙行いたしました。復興大臣をはじめ、国会議員、福島県副知事・福島県教育長・いわき市教育長・加須市教育長・町議会議員の皆さまなど、多数のご来賓のご臨席を賜りました。仮設校舎完成までご支援ご協力をいただきました関係皆さまに対し、深く感謝申し上げます。

この町立学校仮設校舎は、双葉町の教育の発信拠点と位置付けているところであり、2学期からは、この仮設校舎で、双葉町の将来を担う子どもたちが、夢と希望を持って楽しく元気いっぱいの学校生活を送っております。

帰還困難区域への自家用車を用いた住民の一時帰宅につきましては、本年度4月25日の開始から8月17日までの累計実績数が2,431世帯、5,837名となっております。8月までのバスによる一時帰宅の実績は、103世帯、159名となっております。また、町では、一時帰宅者の安全等を確保するため、定期的な町内パトロールを実施し、町道等の倒木撤去や危険個所の補修、防犯・防災監視等にも努めております。さらに、強化を図るため防犯・防災システムの整備に取り組んでいるところであります。

ホールボディカウンターによる内部被ばく検査につきましては、いわき事務所、埼玉支所、ひらた中央病院において、8月末までの報告分として258名の方が受検されております。さらに、今年度は9月上旬から福島県所有の車載

型ホールボディカウンターによる内部被ばく検査を応急仮設住宅において実施しております。引き続き随時受け付けと検査を進めてまいります。

東日本大震災に関する災害弔慰金につきましては、本年度は、8月31日までに12件が認定され4,250万円をお支払し、大震災当初からの合計は131件、3億9,750万円となっております。

町独自で委託しております双葉町内の空間放射線量の測定につきましては、町内全体の定点放射線量率測定、住宅地の定点放射線量率測定及び町内主要地域土壌中放射能濃度測定を実施し、結果につきましては、これまでどおり福島県のシステムに登録し、随時公表しております。

現在、本年7月に実施した401地点の測定結果を、インターネットの福島県放射能測定マップ上に各市町村と共に公開しており、引き続き空間放射線量の把握に努めてまいります。

また、これまで国に求めてきた、町の避難指示解除準備区域における特別地域内除染実施計画につきましては、7月15日、環境省から計画が公表されたところであります。

今後、避難指示解除準備区域となっている両竹・中野・中浜地区で、除染が進められることとなっております。計画の実施にあたっては、迅速かつ的確に実施するとともに、町の意向を十分踏まえ、進めるよう求めているところであります。

また、拠点除染として実施されていた役場庁舎の除染が終了し、8月27日に国から除染結果の報告を受けたところであります。報告では、除染前と除染後の空間線量率の測定値結果及び低減率の説明があり、役場庁舎駐車場舗装面では、1メートル空間線量率平均値0.8マイクロシーベルト・パー・アワー、低減率55%、西側駐車場では1メートル空間線量率平均値1.3マイクロシーベルト・パー・アワー、低減率58%となり、除染による低減効果があったとの報告を受けています。

平成25年6月に策定した「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」及び平成26年3月に策定した「双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画（実施計画）」に基づき、引き続き町民の生活再建と町の復興に向けた数々の取り組みを進めております。

まず、復興公営住宅の整備につきましては、引き続き、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に町民がまとまって居住できる復興公営住宅の整備を福島県

に要請し、国、福島県、受入自治体と協議を進めております。双葉町民が中心となって入居できる復興公営住宅につきましては、用地確保の目途がつき、今後、用地造成、建物設計・工事などが進んでいくものと考えております。

特に、双葉町外拠点の中心となるいわき市勿来酒井地区に整備される復興公営住宅につきましては、高齢者福祉関連施設、郡立診療所、商業施設等が併設できるよう関係機関との調整を行っているところです。

今後もしできる限り早期に入居できるよう、国、県、受入自治体との協議を加速させてまいります。

「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」につきましては、計画策定のため7月までに3回の委員会を開催し、双葉町の将来像について活発な議論をいただいております。今後、これらの意見を中間報告として、とりまとめていただく予定であります。また、8月28日には、復興大臣から、「大熊・双葉ふるさと復興構想」として、厳しい環境におかれている大熊町・双葉町、両町の復興に向けた基本的な考え方が示されました。こうした国の考え方を踏まえるとともに、町民のご意見を伺いながら、町の復興に向けての長期ビジョンの策定を進めてまいります。

原子力損害賠償につきましては、中間指針第四次追補に基づく住居確保に係る追加賠償、さらには墓石の修理に関する賠償の請求受付が7月に開始されたところです。現在、宅地・田畑以外の土地の賠償や墓石等の移転に関する賠償についても検討されており、この賠償の早期実施を国及び東京電力株式会社に求めているところです。

引き続き、被災者に寄り添った賠償がなされるよう、国及び東京電力株式会社に対して要求してまいります。

原子力損害賠償未請求者につきましては、東京電力株式会社によると、平成26年8月末現在において、仮払金から本賠償請求を行っていない方が195人になっております。徐々に減ってきているものの、依然として未請求の方がおりますので、引き続き、未請求者の皆さまに対する賠償請求の周知を進めてまいります。

また、双葉町弁護士への依頼件数は、平成26年8月末現在で延べ279世帯715人となっております。未請求者のほか請求手続きで課題を抱えている町民の皆さまを支援するため、双葉町弁護士との連携を引き続き図ってまいります。

東京電力株式会社の固体廃棄物貯蔵庫第9棟の増設及び覆土式一時保管施設3、4槽の増設に係る事前了解につきましては、8月12日付けで了解通知を

行いました。福島第一原子力発電所の廃炉作業を進める上で、双葉町民も従事する廃炉作業の安全確保と廃炉を着実に進めるために必要な施設であることから、県の安全対策部会の施設の安全性について妥当であるとの評価を踏まえて、増設を了解したものです。

町としましては、東京電力株式会社に対して、福島第一原子力発電所の事故収束、安全管理の徹底、作業環境の改善にしっかり取り組むよう求めるとともに、引き続き福島県と連携して安全監視を行ってまいります。

I C Tきずな支援システム事業につきましては、8月15日現在のタブレット端末借用申込み件数は、1,409台となっており、申込者の希望に応じた配付を9月2日から開始しております。このうち合同配付説明会を明日から9月30日まで、福島県内外23回開催し、端末の操作説明や機能の紹介など利用者への丁寧なサポートを行っていくこととしております。また、戸別訪問や配送による受取りの要望にも対応し、タブレットを使ったことがない方でも安心して使えるように丁寧にサポートを実施してまいります。さらに、申込み受付を今後も継続するとともに、タブレット端末操作サポート講習会や利用者同士での交流会を開催するなどして、全国各地に避難している町民同士や町との双方向でのコミュニケーションを図れるよう効果的にシステム運用を行っていく考えであります。

中間貯蔵施設について申し上げます。

これまで、町では、大熊町、福島県と連携して国と協議を重ねてきましたが、7月28日と8月8日に環境大臣、復興大臣から、中間貯蔵後30年以内の県外最終処分の法制化、用地の取扱い、生活再建策や地元の地域振興策などについて県と両町に対して回答がありました。これらは、地上権の設定や生活再建・地域振興に使える一定規模の交付金が措置されるなど、具体的な回答があったものと受け止めており、また、県知事からは県としての生活支援策と地域振興策が提示され、これらの内容を8月26日の町議会全員協議会と翌27日の行政区長会において、国・県から説明がありましたが、早期に地権者説明会を開催すべきとのご意見をいただいたところです。さらに、8月30日には県知事からの「福島県の一日も早い環境回復を図り、復興を実現するために、正に苦渋の判断であるが、中間貯蔵施設の建設受入れを容認する」との判断を受け止め、議員皆さまのご意見も踏まえ、町としては地権者の理解を得ることが最も重要であると判断し、9月1日に安倍内閣総理大臣と両大臣に対し、大熊町長とともに地権者への説明を認めることをお伝えしました。

なお、町が中間貯蔵施設の建設を受け入れたかのような報道がありますが、

町では建設受入れの判断はしておらず、あくまでも地権者への説明を認めたものでありますので、ご理解をお願いいたします。

この問題については、今後も引き続き議会等と協議するとともに、大熊町、福島県との連携を図りながら、慎重に対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に本定例会に提案致しました、案件について申し上げます。

専決処分の承認が1件、条例の廃止が1件、委員の任命が1件、平成26年度補正予算（案）が5件、平成25年度決算の認定が7件、合わせて15件となりますので、慎重なるご審議を頂き、議決賜りますようお願い申し上げて行政報告といたします。